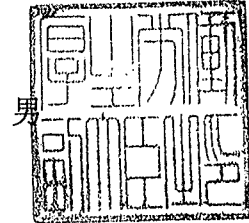


平成20年12月22日

社団法人日本人材派遣協会
会長 鎌田 和彦 殿

厚生労働副大臣
渡 辺 孝



現下の雇用失業情勢における派遣労働者等の雇用の安定の確保について

昨今の経済情勢の悪化等に伴い雇用失業情勢は大変厳しい状況にあり、特に、労働者派遣契約等の中途解除や契約期間満了に伴う契約の不更新により派遣労働者が離職を余儀なくされる、いわゆる「派遣切り」が多くみられるところである。

このような情勢の下、下記について貴団体の会員企業における積極的な取組を促していただくよう特段のご配慮をお願いする。

記

派遣労働者の雇用の維持については雇用主である派遣元事業主が責任を持つべきものである。そのため、労働者派遣契約を中途解除する場合には、「派遣元事業主の講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）により、派遣先と連携し、派遣先の関連会社での就業のあっせんを受ける等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るよう努めること。

また、労働者派遣契約の中途解除や契約の不更新に伴い雇用調整を行わざるを得ない場合であっても、解雇以外に方法がないか慎重に検討を行うことが望まれること。有期契約労働者については、やむを得ない事由がある場合でなければ契約期間中に解雇することができないものであること。裁判例によれば、有期労働契約であっても、反復更新の実態等の状況に照らし、解雇に関する法理の類推適用等により雇止めが認められない場合があること。したがって、安易に解雇や雇止めを行うことなく、雇用調整助成金の活用等により雇用の維持に努めること。

社員寮等に入居している派遣労働者に対し、生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、離職後も一定期間の入居について配慮すること。